

令和元年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和元年12月20日	開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室			
開会の日時 及び宣告者	開会	令和元年12月20日	午後1時30分	議長		
	閉会	令和元年12月20日	午後2時 2分	議長		
議長	新井良司					
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠	
1	粕谷 雄一	出	10	有山 茂幸	出	
2	久保田 清	出	11	岸 勇	出	
3	駒井 一正	出	12	高野 喜好	出	
4	早川 英希	出	13	欠 番		
5	嶋田 利行	出	14	新井 良司	出	
6	鈴木 智之	出	15	柳川 嗣於(最)	出	
7	富田 博明	出	16	塩野 和義(最)	出	
8	星野 秀雄	出	17	宮寺 康夫(最)	出	
9	原田 宏美	出				
出席者数	農業委員 定数 13名		出席者 13名			
	農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者 3名			
議事参与(説明者)			書記			
本橋 直人						
松田 薫樹						
飯塚 勝貴						

その他重要と 認める事項	
	<p data-bbox="475 707 1374 808">上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p data-bbox="892 1095 1211 1128">令和元年12月20日</p> <p data-bbox="571 1290 1310 1323">議 長 印</p> <p data-bbox="571 1420 1310 1453">署名委員 印</p> <p data-bbox="571 1550 1310 1583">署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和元年12月20日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に2番・3番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による合意解約に関する件1件について報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
日程第4	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>異議なしにより了解。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、報告第27号について承認します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第4、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第5	議長	<p>報告案件ですので、報告第28号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第5、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
日程第5	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第29号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>3 番委員</p>	<p>日程第 6、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、3 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>貸人の長男は、ふじみ野市の認定農業者として主にホウレン草栽培を中心とした農業経営に熱心に取り組んでいます。</p> <p>申請地は、周辺道路、宅地等より土地が低いため、大雨が降った際は周辺地から畑に雨水が流入して、長期間にわたって水が溜まってしまう状態になり、しばらくは耕作が出来なくなってしまうので、貸人は以前から良質な土を入れて農地改良を行う事を希望しておりました。</p> <p>近隣の不動産業者を通じて受入が可能な土が発生する場所を探していたところ、借人の川越営業所の敷地内の山林を伐採したところ良質な土が発生したため、不動産業者を通じて情報を得た貸人の土の受け入れ希望と一致したので申請地に土を搬入して農地改良を行うことになりました。</p> <p>なお、申請地は掘削すると砂利が多く出てくる土壌のため表土として客土する工法で行います。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12 月 12 日に 2 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は道路面よりは 10～20 センチ程度低く、半分以上は道路に面しているので、盛り土して農地改良を行うことはやむを得ないと思います。</p>
--------------	---	---

<p>議 長 4 番委員</p>	<p>地元委員さんには何かありますか。 土地所有者はきれいに耕作されている方なので、特に問題は無いと思います。</p>
<p>議 長 全 委 員</p>	<p>質疑はありますか。 なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なし賛成により、議案第 2 7 号 1 番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p>2 番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受人は板橋区に設立したモリブデンとタングステン化合物の製造に特化した専門メーカーです。 受人が製造する主製品の酸化モリブデンはステンレス製造といった鉄鋼業で大量に消費されており、10 年前と比較すると製造量が 1.5 倍増加しています。 現在の板橋区の工場敷地では新たに工場・倉庫の用地を確保することは困難であり、まとまった工場・倉庫敷地面積が確保でき、材料入荷、製品出荷するための交通アクセスが良い場所を条件に埼玉県内で適地を探した結果、申請地はふじみ野市が工業系土地利用を推進する区域であり、また、三芳スマートインターチェンジから約 10 分と近く関越道を利用するにも便利な立地であり、土地所有者の承諾も得たので最適地であると思っています。 計画中の工場・倉庫はオートメーション化により 4～5 人の作業員で稼働することが可能で、一か月あたりの生産量はドラム缶 500 缶分の製造する能力を備えます。</p>

		<p>また、現在、三芳町にある外部委託倉庫に保管してある原料・製品合わせて3, 500 缶のドラム缶は工場・倉庫が完成後には解約して、新規倉庫に集約する予定です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12月12日に2番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として管理されており、近辺には工場が立地している地域なので特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>農地として管理されているので、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第27号2番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>3番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は国道254号バイパス高架橋下に福岡高架橋下放置自転車保管所及び事務所を設置していますが、バイパス高架橋の耐震補強工事が県土整備事務所にて計画がされていることに伴い、工事が終了するまでの期間に事務所を一時的に移設しなければならなくなりました。</p> <p>なお、放置自転車保管所は工事期間中も移設する必要はあり</p>
--	--	--

	<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>ません。</p> <p>同保管事務所の一時移転先は、市民からも場所がわかりやすく、また、移転の作業をスムーズに進めるために、現在の放置自転車保管所の近辺の土地を条件に農地以外の場所で移設候補地を探しましたが適地が見付からず、申請地の所有者と交渉した結果、承認を得ました。</p> <p>申請地は農振農用地ですが、現保管所からはバイパスの側道を挟んだ土地のため、市民からもわかりやすい場所であり、移転作業を行う際にも最小の距離で作業を行え、また、一時保管される自転車を積んだトラックは事務所にて手続きを行ってからそこに自転車を置き、その自転車を自転車保管所まで移動するにも最小の距離で済み便利のため最適地と考えております。</p> <p>申請地のうち200㎡を一時転用して仮設の事務所用地として、令和2年1月下旬から着工して3年間使用する予定で、令和5年1月までには申請地を現状に回復してから所有者へ返却します。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内にある農地で原則として許可することはできませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の3年以内の期間である一時的な利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるので例外基準は満たしています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12月12日に2番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は国道254号バイパス高架下にある放置自転車管理事務所から道路を挟んでの場所にあり、一時移転先としては特に問題は無いと思います。</p>
--	-------------------------	--

日程第 7	議 長	地元委員さん何かありますか。
	15 番委員	現地は以前から盛土され畑として管理されており、特に問題は無いと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 27 号 3 番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議案第 27 号について終了します。
	議 長	日程第 7、議案第 28 号 ふじみ野市農業委員会会長専決規程の一部改正について、1 件を議題とします。 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	質疑はありますか。
日程第 8	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 28 号の案件につきましては原案のとおり決定します。 議案第 28 号について終了します。
	議 長	日程第 8、議案第 29 号 ふじみ野市農業委員会会議規則の一部改正について、1 件を議題とします。 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	質疑はありますか。



日程第9	全委員 議長	なし。 質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全委員 議長	異議なし。 異議なし賛成により、議案第29号の案件につきましては原案のとおりに決定します。 議案第29号について終了します。
	議長	日程第9、議案第30号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、1件を議題とします。 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局 議長	議案書朗読、説明。 質疑はありますか。
	全委員 議長	なし。 質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全委員 議長	異議なし。 異議なし賛成により、議案第30号の案件につきましては原案のとおりに決定します。 議案第30号について終了します。
	議長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和元年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。  (終了 午後2時2分)